





編集発行人 河合会計 税理士河合孝彦 ₹910-0019 福井市春山1丁目9番13号 TEL 0776 (22) 0897(R) FAX 0776 (27) 6199

http://kawai.zei-mu.com

(如月) FEBRUARY 11日・建国記念の日

日	۰	10	24
月	۰	11	25
火	٠	12	26
水	0	13	27
木	۰	14	28
金	1	15	•
土	2	16	٠
日	3	17	٠
月	4	18	
火	5	19	٠
水	6	20	•
木	7	21	٠
金	8	22	•
土	9	23	•

# 2月の税務と労務

国 税/平成24年分所得税の確定 申告 2月16日~3月15日 (還付申告は申告期間前でも

国 税/贈与税の申告

2月1日~3月15日

受け付けられます)

国 税/1月分源泉所得税の納付 2月12日

国 税/12月決算法人の確定申告 (法人税·消費税等) 2月28日 国 税/6月決算法人の中間申告 2月28日

国 税/3月、6月、9月決算法人の消費 税等の中間申告

> (年3回の場合) 2月28日

国 税/決算期の定めのない人格な き社団等の法人税の確定申 告及び納付 2月28日

地方税/固定資産税の第4期分の 納付

市町村の条例で定める日

## ワンポイント 確定申告初日が土曜日にあたるとき -

所得税の確定申告期間は2月16日から3月15日まで。今年は2 月16日が土曜日にあたるため、税務署では申告書の受付は行いま せんが、法令上、申告初日をずらす規定がないことから、申告初 日は2月16日のままです。なお、税務署が閉まっている場合、申 告書を税務署の時間外収受箱に投函することにより提出できます。

# にあたっ

事業主への外国人雇用状況の届出義務

が囲 では、「 内にお 認 んめられ められています。 入国 おいての てい 管理及び難民認定法 み日本での る在留資格の範 活

いまけ出る を外属しる はは認い はは認い なるない の者を除く。以下同じ)を者及び在留資格「外交」・「そのため、外国人(特別 け出ること れるすべての事業主には、そ 入れまたは離 人労働者に が か かる一定項目離職する際に、 ローワークに 同じ)を雇 外交」:「公用 いづけられて 別永住 13

# 外国人雇入れにかかる確認手続 き

国籍・ ときに 事 業主が外 留期間、 は、 地域、 間、生まな屋い 資格外活動許 生年月日、 新許可( 性別、 在留資 0)

ばなりません。
お可、在留資格変更期間更新許可証印まりが、在留資格変更 有 無 を、 外 玉 人 登 印または就労資変更許可、在留なート面の上陸 確 録 認 証 面明 なけ

# 在留資

次 ŋ (1) の区分により判断されます。、就労が可能であるか否かは、 (十八種類 就労が認められる在留資 在留資格に定められた範囲 留資格は二七種類 格 あ

宗教、 育、技術、 外交、公用、 会計業務、 技能 報道、 企 完実習、 業内転 投資・経営、 人文知識 勤、 医療、 教 特定活動 興行、 八 行 、 技 際 研究、 芸術、 法 は許地がつ

教律

をの 雇用が多いと考えられるも参考までに、一般の事務所 キングホ までに、一般の ポイント制質 外国人看護 リデ ĺ 等 師 • Ε 介 Р 護 Α 0) 福 で

 技術 コンピ と ユ

1

ター

技

師、

自

- (2) 動 車設計 技師等
- (3) 人文知識・国際業務に入れる社員(活動は、は支店から期間を定めて ディーラー、デザイナー等通訳、語学の指導、為替人文知識・国際業務 企 企 正業が海外の本店正業内転勤 員(活動は、技術、 店または いて受け
- るもの に 限 3 国際業務に掲

げ

(2) `\ …文化活動、短期滞在ない在留資格(五種 可(「資格外活動許可書」また方入国管理局で資格外活動の いては就労は認めら文化活動、短期滞在 研 修、 就労資格証明書」)を受けれ 原 則外技 則として就労が認められ外国料理のコック等技能 家族滞在 家族滞 在 位の場合は、 在、留 研 学、 修

- 等の就 ます。 ば、 定 労活 0) 動 範 **動を行うことがで** でき イト
- とが可能し一日八時間 育 原在 関 則 として一週二八時間 (教 の長期休業期間中 です。 間) が留 まで就労するこ 0 は、
- ば、原則として一週二八時間 ば、原則として一週二八時間 で資格外活動の許可を受けれ ついて個別に審査を受けれ (3) 動に制限がない 身分・地位に基づき就労活 在 |労の内容、就労場| |留資格が家族滞在 在留資格 重を受けた上 帆労場所等に 四

…永住者、 類 永住 <u>|</u>者の 日本 記偶者 人の配 等、 偶 定 者 住

に制限はありません。制限されていますが、対して在留する場合、在留配偶者等」または「定場 偶者等」 制限はありません。 日 系二 位留する場合、有等」または「 世、 世 「定住 が が、就労活動 在留期間は 「定住者」と 日 人 0)

格により在留している日系人は、 ちなみに、 したがって、これら 単 純 光労働 短期滞 分野での 在の在留資 Ó 就 労も一 日 ?も可

資 地格 方 就労できませ、 資格の変更の 発力 国管理日 の許可を受けた場局において、 ん。 て、 な い在 ع 留

# 雇う場合 留学生をアルバイトとし

在し、大学、高等専門学校、 等学校、専修学校、各種学校 において教育を受ける外国人 において教育を受ける外国人 において教育を受ける外国人 の許 (一週二八時間以内)を受けれ! 学業に支障を及ぼさない範囲 学業に支障を及ぼさない範囲 事前に資格外活動の許可知として就労はできませ 教育を受ける外国人)専修学校、各種学校等字、高等専門学校、高にのでいる。 )を受ければ、 囲 で高滞 で

(は許可され) 業が営まれて、 風俗営業 業が営まれている事業所でのただし、風俗営業、風俗関連労することは可能です。 それのあるものについ法令または公序良俗に

# ī ワークへの手続 き

報一ク 下前 告厚へ 記 外 0) 厚生労働省外国-への届出が必要にの区分に応じて、 生の 一 国 区分に応じて、ハロー「在留資格」を確認し国人を雇い入れた場合 ステ働出 a外国人雇用 が必要になり 外国 よる 電 電子申請権用状況 Ľ 一合は、 1 ヮヿ 以

(1) \$ 可 者届 保 عَ な る

出活資 ま の動許可の有期 展格、在留期期 雇用保険被 雇用保険被 雇用保険被 [ます にかかる で被保険 が漏の備ぎ 無 を 記載して記載して記載して記載している。 資 に、 格 L 

(2) 日職合限 以のはは取 内 場合は 通常 得 翌月 」です。 届 ごどおり ま 「そ た  $\overline{\phantom{a}}$ は で、 足 の 翌日 ・ で、 雇 ・ で、 雇 か 入の から一○ に、離 場 出 期

n(1) ま と届外 、離職の場合ともに「翌日日様式(第三号)に、当届出様式(第三号)に、当届出株式(第三号)に、当年ののでは、 け 出ます。 翌 で 雇前 月 な 入記 1)

適

用

さ

n

ま

# 不法就労活動

そ資が規 不入 質格を持っているか行う就労活動、 一次の在留資格を持 の在留資格を持 のを留資格を持 のを留資格を持 を無許可で行って就労していた。在留資格を持たない外国人の在留資格を持たない外国人の在留格を持っている外国人でも、の資格で認められた以外の活格を持っている外国人でも、 をの 期 ① 間日 本 不

を Ļ の下外る 知らないで雇用した場合には、、不法就労外国人であること 罰 罰されることはありませ の国 一人を就労させると、三 懲役または三〇〇 金が のことを 科 せられます。ただ 万円 0) よう  $\bar{\lambda}_{\circ}$ 以年 下 以な

# 労働 関係法令の 適

① 次 は 日本人と同様<br />
に<br />
労働安全衛生法等 日 国籍を問わず、原 法令が適用されます。国籍を問わず、原則とし 労働基準法、 玉 内で就労する外国 最 低 心とし 賃 金 て、に 法、

- ともに、再就職を促進する ことを目的としていることか ら、我が国において、就労で きる在留資格を有する外国人 労働者については、無国籍で あっても被保険者として取り 扱うこととしていま。 2 す 雇雇 用 保 険 険 は、失 失業 等 者給 をが付
- 中 または通 必 勤 要 な給料 付に が被

行 でわ れ ます (不法就労者 を含

健 康

同を じ間 わ格 ず要保 適件険 用を 冷された ませ (<del>5</del>) 玉 も籍

金 保 金険

るようアドバイス その旨を説明し、年金事務所 時金の請求ができますので、 時金の請求ができますので、 は当する者は、帰国後二年↓ そ時内該満厚帰間 の金に当た生国が 旨の、すし年す六 するとよいでしょう。 たして が厚年 にしている事情する場 六カ月 生 年 者は、帰国後二年以いない等一定要件に等の受給資格期間を 場合である 保険の って、 る 被 外保国険 老人が期

年金手帳、パスポートのにおいてある)に、帰国書」(年金事務所の担当 書」(年金事務所の担当窓口きは、「脱退一時金の裁定請求ちなみに、裁定請求の手続 から氏 のコピーなどを添付して、 番号等を確認 確認できる頁)、銀行 を記入して日 年月 、氏名、 名、生年月ホートの写し、帰国後、 所など必 できる預金 本 年 金 1.名、 機

# 有期労働契約期間

有期労働契約を結ぶに当たっては、次の 点に留意するとよいでしょう。

### 契約期間

有期労働契約の上限は3年が原則ですが、 専門職等には次の特例があり、これは短時 間労働者にも適用されます。

- ① 公認会計十、弁護十、税理十、社会保 険労務士等専門的知識等を有する労働者 との間に締結される労働契約の場合…5 年
- ② 満60 歳以上の労働者との間に締結さ れる労働契約…5年
- ③ 有期の建設工事等一定の事業の完了に 必要な期間を定める労働契約…その期間

### 2 契約途中の退職

1年を超える有期労働契約(一定の事業 の完了に必要な期間を定めるものを除く) の場合は、労働契約期間の初日から1年を 経過した日以後においては、事業主に申し

出ることにより、いつでも退職することが できます(前記1の①、②の者を除く)。

この他、入社時に労働者本人に提示した 労働条件と労働契約が著しく異なる場合や 残業代の未払い等労働基準法に違反してい る場合も、すぐに労働契約を解除すること ができます。

### 契約解除

事業主には、契約期間中については雇用 継続の責任がありますので、やむを得ない 理由がなく契約期間満了前に契約を解除す ることはできません。

やむを得ない理由により契約を解除する 場合は、労働者に30日前に予告するかそ れに代わる30日分の解雇予告手当(平均 賃金相当額)を支払わなければなりません。

なお、民法628条では、やむを得ない事 由があるときは、契約の解除をすることが できるとしていますが、「この場合において、 その事由が当事者の一方の過失によって生 じたものであるときは、相手方に対して損 害賠償の責任を負う」と規定されています。

# 百 後 の 休

出

日数は、

労働基:

準法

で、

継続勤

年次有給休暇

年

の

付

務年数と労働日数に応じて

定

出向 ń 数在 な れ たとえば、 籍出向 りま `か移籍出向かにより★翌年度の付与日数は、 てい ています。 算され る 社員が 年 あ 休が ま n す ば、 出 Ò 向一 で )日付 · 大きく し 続勤 た場 前 在

務し、全労働口の取扱いとなりたに雇い入れた終了しますので 年六カ月以後は二年間はした場合に一〇日付与さ 向時 大で二〇日となり 」しますので、移築時点で出向元との労 その 大 後は 移籍 二日ずつ られ 出向 Ŋ 日 の 六カ月継続勤格籍後は、新移籍後は、新 八割以上出勤 の えて最 ħ ま 日 ず 出

# 同一月内の得喪(年金の場合)

年金制度の被保険者期間は月を単位とし て、被保険者の資格取得月から資格喪失日 の前月までが算入されます。

同一月内に、就職後すぐに離職して国民 年金に加入(国民年金の第2号被保険者か ら第1号被保険者に変更)した場合は、そ の月は厚生年金保険と国民年金の保険料が 徴収されますが、この保険料分は、将来受 け取る老齢年金に反映されます。

具体的には、国民年金の加入期間が40 年に満たない場合は充当(被保険者期間に 加算)され、すでに40年間加入している場 合は、65歳から支給される経過的加算に 加算されます。

ちなみに、厚生年金保険から再就職して 再び厚生年金保険に加入した場合は、以前 に勤務していた会社に申し出て、給与から 控除された厚生年金保険料額は返してもら うことができます。この返還請求手続きは 以前の会社が年金事務所に行います。